

戦後“革新派”の皇室観

梅澤 昇平

Views of the Postwar "Progressives" on the Imperial House

UMEZAWA, Shohei

Summary

This paper will examine the views of the postwar Japanese "progressives" (socialists) on the Imperial House as the origin of the tradition.

要約

伝統と革新との相克といわれるが、日本の“革新派”（社会主義者）といわれた人々は、伝統の原点ともいべき「皇室」とどう向き合ってきたか。それを戦後について検証したい。

キーワード

“革新派” (“Progressives”)

憲法制定と天皇の地位

(the establishment of the Constitution of Japan and the status of the Emperor)

皇室観 (views on the Imperial House)

Table of contents

Introduction

1. The Socialist Party was not unanimous
2. "Sour grapes" of the peripheral left
3. The Constitutional Research Group
4. Remarks of the leaders of the left and right factions
5. A swing in the Japanese Communist Party

Conclusion

目次

はじめに

- 1、社会党は一つでない
 - 2、周辺左派の負け惜しみ
 - 3、憲法研究会
 - 4、左右幹部の言動
 - 5、日本共産党の揺れ
- むすび

はじめに

「我国古来の伝統と社会主義を如何に調整してゆくかというところに我党の大使命がある」これは戦後、日本社会党の結成三人男の一人、水谷長三郎が結党前夜に語った言葉である。ⁱ “伝統と革新”との相克といわれるが、日本の社会主義者といわれてきた人々が、“伝統”あるいは“保守”の原点ともいうべき「皇室」とどう向き合ってきたか、これが筆者の関心事である。この観点から既に「王冠を戴く“社会主義”」ⁱⁱ「満州事変を転機とする“錦旗革命”と“社会主義革命”」ⁱⁱⁱ「国家社会主義の皇室観」^{iv}という一連の所論を明らかにしてきたが、本稿は、その戦後版である。

本稿で「戦後革新派」というのは、戦後の社会党、共産党、民社党など広い意味での“革新派”“社会主義政党”を指す。しかしそれは党員に限らず、その周辺にいた有力な思想家、活動家群も含む。その方が、敗戦直後の混沌とした雰囲気をつまみやすいからである。彼らは、敗戦後、皇室制度、国体とどう向き合ったか。この問題は、実は今日まで続いているテーマと考える。

戦前は、皇室、国体との関係は、大逆事件や治安維持法などもあり、いわば命懸けであった。しかし戦後は、そのタブーが吹き飛び、様々な議論が噴き出た。特に敗戦直後はそうであった。

1. 社会党は一つではない

かつて日本社会党は「二本社会党」とか「双頭の鷲・社会党」^vなどと言われた。1945年から1996年までの半世紀に及ぶ長い歴史の中で、左右の主導権争いは半端ではなかった。分裂も繰り返した。

日本共産党は既存の政党では、一番寿命が長い。「不屈のたたかい」「一貫した歴史」と共産党は豪語するが、これはまやかし。共産党は戦時中は活動を停止されて10年も空白がある。戦後も火炎瓶闘争の武装革命闘争時代がある。これらはすべて正式な党でないという共産党の歴史は虫食い状態になる。到底、一貫していない。

社会党の歴史も、一括して論評されがちだが、実態はそうではない。左右が主導権を争い、その時代時代で、路線、政策が大きく揺れた。

憲法や皇室観についても、共産党も社会党も決して一貫していない。共産党は、憲法制定議会で、憲法案に反対した唯一の政党である。それが現在、「護憲」を名乗るのは、何とも胡散臭い。

社会党は、制憲議会で独自案、修正案が否決されると、現行憲法案に賛成票を投じている。制定議会では、論客を立て厳しい質問をしている。その先頭に立ったのは、森戸辰男、鈴木義男らの“右派”だ。

そうした社会党がその後、「護憲」一辺倒になったのはおかしい、一貫していないという議論がある^{vi}。確かにその通りである。

憲法制定過程に詳しい西修は、この社会党の憲法政策について、もっとも深い先行研究をしている。そして、社会党の憲法制定時とその後の対応の矛盾について厳しい批判をしている。

西は「改憲政党としての日本社会党」と書き、「憲法の制定過程を少しでも勉強すれば、当時同党がこの憲法に決して完全には同調的でなかったことを知ることができよう。確かに最終的には、次善の策として賛成投票に回ったが、社会主義の理念を憲法に盛り込むべく懸命の努力をしていたのである。だからこそその余韻がしばらく残り、憲法制定直後の同党機関紙に、幹部ができるだけ早い時期の憲法改正を訴えたのである。」^{vii}と指摘している。

制憲議会（第90回帝国議会）の議事録^{viii}によれば、社会党は修正された政府案を評価しつつ独自の修正意見を表明している。その中で注目すべきは、天皇の章の前に「国権は国民から発する」という1章を加える。天皇の国事行為の中の憲法改正、法律案の「公布」は「認証」とする。私有財産権を公共の福祉から制約する、などである。

憲法制定後、社会党は、早速、将来の修正への意思表示をしている。原彪議員は機関紙に「今回の憲法改正は、大体民主主義的な進歩的憲法として、われわれはこれを大いに礼賛するものであるが、しかし決して完璧なものとは残念ながら云い得ない。（中略）なお2, 3の点においてわれわれの主張が容れられなかった事実を顧みると、これが完成を後日に期しておる所以である」^{ix}と記している。

また森戸辰男議員は、「かようにしてわが党は新憲法によってわれわれの獲得した民主主義の最大限の実現に努めるとともに、新憲法が民主主義の徹底、わけても経済的基本人権の規定においていまだ不十分であることを国民に訴え、適当な時機を促えてこれが改正を図るべきである」^xと書いた。

これは「護憲」ではなく、更なる「改憲」への道である。

ところが、社会党というのは看板は一つだったが、一つの政党であったかどうか疑問だ。結党時は、結党三人男といわれた西尾末廣、水谷長三郎、平野力三は、いずれも右派であった。中間派といわれた「日労系」は戦争協力の責任を問われ、左派はまだ弱体であった。しかし総評結成などで労組を基盤に左派が勢力を拡大した。1959年の西尾派ら右派の脱党、更に右派だった浅沼稻次郎が左派に取り込まれ、社会党は、左派の天下となった。その後は、原理主義の左派である社会主義協会派が党を乗っ取る事態にまで進み、構造改革の江田三郎は追い落とされた。その後、揺り戻しがあったものの、社会党は観念的左翼政党として終わった。

社会党は、右派主導の時代と、左派主導の時代は、“同名異体”の政党という方がわかりやすいだろう。

まず結党時の右派時代。憲法、皇室問題について、現実的である。「主権は国家（天皇を含む国民協同体）に在り」が、社会党の憲法案であった。この考え方は、左派にあった人民主権論、君主制廃止論とは根本的に違う。

それは当時の分類からいえば、「君民同治」主義である。1961年、政府の憲法調査会がまとめた憲法調査会小委員会報告書「日本国憲法制定の由来」によれば、「憲法懇談会（筆者注・尾崎行雄、岩波茂雄、海野晋吉らの会）は『君民同治主義』を掲げ、『日本ノ主権ハ天皇ヲ首長トスル国民全体ニ淵源ス』とし、『主権は国家（天皇を含む国民協同体）に在り』とした社会党案と類似していた」^{xi}と仕分けをしている。

ここでいう「君民同治主義」とは何か。憲法懇談会の草案では以下のようにある。「君民同治主義。天皇は第一市民たるの主義により主権その他に関する規定を設けたり。」「日本国の

主権は天皇を首長とする国民全体にえん源す。」^{xii}

社会党案をもう少し丁寧に見てみたい。皇室関係の部分である。

社会党案^{xiii}（1946年3月）

（二）主権と統治権

（1）「主権は国家（天皇を含む国民協同体）に在り」

（2）「統治権はこれを分割し主要部を議会に、一部を天皇に帰属（天皇大権大幅制限）せしめ天皇制を存置す」

（三）天皇統治権の内容

（1）内閣総理大臣は両院議長の推薦に基づき、天皇これを任命す。但し天皇に拒否権なし。

（2）条約締結は議会の機能に属し、天皇これを署名す。ただし天皇に拒否権なし。

（3）天皇は外国に対し儀礼的に国家を代表す。

（4）天皇は政治上の責任なし。

（5）皇位継承、摂政設置は議会の議決による。

この案は、保守政党の国体護持論、共産党の天皇制廃止論の中間を行くもので、現憲法の流れに連なるものといえるだろう。

しかしそこに行くまで、党内では激しい議論が闘わされた。

「天皇」については、結党時に既に左右で議論があった。当時の雰囲気伝えてるのは当時の中央委員であり、その後、日本社会新聞の主幹として社会党を支えた山崎広の『日本社会党十年史』での記述であろう。「大会（筆者注、結党大会）でもっとも議論になったのは既に述べた党名問題の外、天皇制の問題だった。天皇制を否認せよという意見が相当強く出たのは当時の情勢としては当然のことであろう。しかし同志の大部分の人々は、八月十五日正午の重大発表から無条件降伏調印、そしてその後の予想外に平穏だった敗戦の收拾を現実に見て、また国民の心底に根づよく残っている国民感情から考えて、社会党の今後の発展のためにも、なんらかの形で天皇制を認めるべきだという気持ちに傾いていた。だからこの問題も大した波乱もなく社会党は天皇制を認めるべきだという西尾末廣らの説明を承認したのである。」^{xiv}

結党の立役者、西尾末廣も次のように記述している。「そこで（筆者注、結党大会）最も議論になったのは天皇制の問題である。私はこのとき、理論よりも国民感情として、また党の発展のためにも、天皇制を認めるべきであることを強く主張した。すでに云ったように、私は現に、詔勅によって混乱なしに終戦ができたことを胸にしみて感じていた。また混乱期における天皇の存在の意義についても、確信をもっていただけである」^{xv}

こう見てみると、社会党は皇室を巡って二度にわたる党内論争があった。結党時と憲法制定時である。いずれも、右派主導の時代であり、その後の社会党とは“別の時代、別の政策”といわなければならないだろう。

2. 周辺左派の負け惜しみ—荒畑、山川、向坂

日本社会党は、結党時の右派主導が、挫折し、左派へ左派へと主導権は動き、見直しが始まったときは手遅れで崩壊したともいえる。

この左派主導になってから、社会党結党時の歴史は塗り替えられた。

まず代表的なものとして、社会党作成の党史の一つ『日本社会党の三十年(1)』から引用しよう。これは1974年に出されたものである。まず、結党時の指導部への批判がある。それは共産党との共同戦線に関してである。「今日から見れば社会党の指導部としては、民主主義のための統一戦線という課題に正しくこたえる責務があったといわねばならない。だが、当時の社会党の指導部の中心—その多くはのちに民社党へ去った—は、こうした共産党の方針にただ『反共意識』を燃やすだけで、前進的な政治方向を示すことはできなかった。」^{xvi}

これは別の社会党である。

憲法制定時についても、同様である。

「1946年1月段階で、社会党の常任執行委員会で検討されていたものは、『憲法研究会』案よりも後退したもので、国家法人説をとっていた。すなわち、2月24日に発表された『新憲法要綱』では『主権と統治権』について、『主権は国家(天皇を含む国民協同体)に在り』『統治権は之を分割し、主要部を議会に、一部を天皇に帰属(天皇大権大幅制限)せしめ、天皇制を存置す』となっていた。しかし一方では、『新憲法制定の三基準』の第一に、『新憲法を制定して民主主義政治の確立と社会主義経済の断行を明示す』と述べており、今となつては、この『社会主義経済』と『天皇制を存置』とのあいだの矛盾はおおうべくもなく、当時の社会党幹部(今日の民社党の結党者たち)の精神構造を示しているといえよう。そのうえ、46年1月には、総司令部は『日本国民が皇帝制度は維持されるべきではないと決定する場合』さえ考えて憲法問題を検討していたのだから、当時の常任中央執行委員会主流の思想水準と情勢判断はまことに低かったというほかはない。」^{xvii}

ここまで批判、誹謗中傷するということは、“同志”や仲間のやることではない。敵に対する攻撃である。

この手の党内批判は沢山残されている。

社会党史として有名な安東仁兵衛が書いたといわれる三一新書の『日本社会党(上)』には、それが次のようにまとめられている。

「戦争責任の追求の場合と同じように、党内にも天皇制の廃止、共和制の主張がなかったわけではない。常任執行委員会においても鈴木、加藤、黒田、松本らはこの立場をとり、顧問高野らは、大統領制をとって、天皇は『国民の委任により専ら国家的儀礼を司り』その即位は『議会の協賛を要す』とする憲法研究会案を発表した。せめてこの高野私案程度のものは、社会党の憲法案とさるべきであったろう。しかし、懸命に国体護持を説いてまわっていた顧問賀川をはじめ、右派幹部は天皇制の存続を主張してゆずらなかつた。(中略)『主権は国家にあり』『統治権は之を分割し、主要部を議会に、一部を天皇に帰属せしめ天皇制を存置す』(社会党憲法草案)として、主権在民の原理すら主張しようとせず、ブルジョワ法理論のうちでもすでに時代の遺物となった国家法人説にとどまり、政府草案以下という醜態をバクロしたので

ある。」^{xviii}

そこで、次に社会党周辺幹部の言動を見てみたい。周辺幹部とは議員に限らず思想家、活動家である。

まず荒畑寒村である。彼は戦前からの活動家で、1922年の第一次共産党にも参加したが、その後も、「労農派」の幹部である。戦後、社会党で国会議員もしたが、見切りをつけて脱党した。その野人風な言動は存在感があった。彼は齒に衣を着せぬ。

「社会党や共産党にしても、天皇制の廃止とか共和制の実現ってことをいわないのは、どういうわけですかねえ。どだい民主主義の基本と日本の天皇制が両立するなんて考えられませんからね。天皇はもう日本の君主じゃなくて、象徴だっていうことなんですから、それならそれで、ちゃんと国民投票で国民の賛否を問わなければならんでしょ。そのときは、『ああそうヒロヒト』候補にはぜひとも、選挙演説！をやってもらわにゃならんですな。」^{xix}

「日本のどこにも天皇制廃止の共和主義革命すら起る気配が見られない。ましてや社会主義革命にいたっては、その歴史的使命を遂行すべき労働者階級の心にも、まだいかなる準備もないとっていいのである。」^{xx}

怖いものなしの一匹狼の発言である。しかし、これが左翼、共産主義者の本音であろう。立場上、そこまでいうか、いえないか、であろう。

次は、労農派の総帥ともいべき山川均である。彼は第一次共産党の責任者だが、解党を唱え、その後は雑誌「労農」を創刊し、いわゆる「労農派」をつくった。戦後は社会主義協会を結成し、これを率いた。

山川は、天皇制廃止を求めるコミンテルンに反発して共産党を「解党」させた当時の最高責任者である。だから、その後、共産党のいう二段階革命論に一貫して反対してきた。これが、共産党と労農派の最大の対立点である。山川の言動は慎重だが、「自伝」の中でぼろっと触れている。「日本共産党の成立と解消」という項で、「後年になって、共産党側ではこの時、私が天皇制打倒に反対したようなことをいいふらしているようです。(中略)例えば堺さんや荒畑君などとの私的な話の中でも、天皇制の問題を論議したことは一度もなかった。私が天皇制のことにふれたのは、『労農』創刊号の論文で、ほんの一と言ふれたのが初めてです。あの一と言は裁判の時に食い下がられて困ったのですが—歴史をつくり変えることは共産党の風習ですが、これなども共産党のつくった神話の一つです」^{xxi}

そこで、1927年の「労農」創刊号の論文で、その真意を探る。

「われわれの政治的闘争の対象を、帝国主義的ブルジョアの政権以外のいかなるものに求めるにせよ、いやしくもそれを帝国主義的ブルジョア政権以外のなにものかに置くことは、とりもなおさず、プロレタリアの政治的闘争の鋭鋒から、ブルジョアジーを庇護することを意味している。」^{xxii}

これは社会主義革命の前に、天皇制打倒をめざす民族民主革命をやれという共産党の二段階革命論の否定である。

戦後は、山川の言動も軽くなる。「天皇制論議の基本問題」という論文を書いている。

「天皇制の存廃などといふことはそもそも、いままで迷信や因襲や支配階級の強権によって命ぜられるがままの考へ方をしてゐた蒙昧主義から解放され、精神的に独立した人間として

あらゆる問題を理知的に批判して独立した判断を下し、人民みずからその判断にしたがって一切の問題を処理すること、これがすなはち民主主義なのであって、天皇制の存廃という問題も、かやうに民主主義的に決定されなければならぬ。(中略)天皇制の問題こそ民主国の人民たる—または、たらんとする—吾々にあたへられたテストであるといつてよい。」その上で、後述する憲法研究会の憲法草案要綱を評価している。^{xxiii}

これは象徴型への天皇制の転換であり、最終的には国民投票でという選択である。これは後述するように、同調者がある。

次は、社会主義協会のドンといわれた向坂逸郎である。マルクス研究者で、雑誌「労農」の同人となり、戦後は社会主義協会を創設。分裂後、再建し、社会党の教条主義化に大きな影響力を発揮した。

向坂の皇室観は『私の社会主義』に間接的だが、触れている。それは憲法制定時の発言である。「今議会(筆者注・1946年6～10月)の最大の問題である憲法の改正においては、民主主義をできるだけ狭い限度にとどめようとする支配階級の意図と、これをできるだけ拡充しようという民衆の意図とが争っている。いわゆる『主権在国民』と称して天皇をも『国民』の概念をもって包括せんとするのは、民主主義的態度をよそおう支配階級の迷彩でしかない。(中略)もちろん、宮廷の存することは、ただちに政治が民意によって決定されないとことを意味しない。問題は国民代表が一切の権力を掌握しうるかどうか、人々が背後に国民の多数を有する場合に、かかる意思を実現しうるかいなかにかかっている。」^{xxiv}

これは共産党案、後述の憲法研究会案の線で、社会党案とは違う。

3. 憲法研究会と高野岩三郎、鈴木安蔵ら

社会党周辺で見逃せないのは憲法研究会の動きである。日本社会党結党の三人の呼びかけ人の一人、東大教授の高野岩三郎が代表で、社会党中執で学者の森戸辰男、憲法史の鈴木安蔵、政治評論家の岩淵辰雄、ジャーナリストの馬場恒吾、評論家の室伏高信、早大教授の杉森孝次郎らがメンバーで、現憲法の制定に向け提案をし、影響力を発揮した。

憲法研究会の皇室関係の案^{xxv}は以下の通りである。

(一) 根本原則(統治権)

- (1) 日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス
- (2) 天皇ハ国政ヲ親ラセズ国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
- (3) 天皇ハ国民ノ委任ニヨリモツパラ国家的儀礼ヲツカサドル
- (4) 天皇ノ即位ハ議會ノ承認ヲ経ルモノトス。摂政ヲ置クハ議會ノ議決ニヨル

(二) 補則

- (3) コノ憲法公布後遅クモ十年以内ニ国民投票ニヨル新憲法ノ制定ヲナスベシ

これとは別に高野岩三郎は独自に改正憲法私案要綱^{xxvi}を出している。そのポイントは以下の通り。

(一) 根本原則

天皇制二代ヘテ大統領ヲ元首トスル共和制ノ採用

(二) 主権および元首

(1) 日本国の主権は日本国民に属する。

(2) 日本国の元首は国民の選挙する大統領とする。

この二つの案を、前述の憲法調査会小委員会の報告書では併記している。一つの研究会の案以外に、わざわざ、その研究会の代表の「私案」など載せるのは異常である。

憲法調査会小委員会報告書では、憲法研究会の案について、最後に特記している。

「最後に、憲法研究会案のみが、補則のうちに、『此ノ憲法公布後遅クモ十年以内ニ国民投票ニヨル新憲法ノ制定ヲナスベシ』と特に規定して、この憲法がいわゆる暫定憲法たるべきことを明示していることを注意すべきである。この点は占領下における憲法制定の特質が意識されていたことを示すものであり、他の提案には見られない重大な特色であるといえよう。」^{xxvii}

その後の、憲法研究会の評価はこんなものではない。これが現行憲法のもとになったという説すら独り歩きしている。これに火をつけたのはいろいろあるが、吉野作造賞受賞の古関彰一の『新憲法の誕生』を先頭に、小西豊治の『憲法「押し付け」論の幻』、浩瀚な原秀成『日本国憲法制定の系譜』などがある。そしてその総仕上げはNHKドキュメンタリーだ。2007年2月10日放送されたNHK・ETV特集「焼け跡から生まれた憲法草案」である。その内容は、このドラマを作った塩田純ディレクターの書いた『日本国憲法誕生—知られざる舞台裏』に書かれている。このドキュメンタリーは衝撃的であった。そう感じた視聴者は少なくないであろう。というのも、その内容は、憲法は「押し付け」でなく、鈴木安蔵らの憲法研究会の案が下敷きになっていること、またGHQもさることながら極東委員会の存在が無視できなかったこと、などが画面を通じて強調されている。後段もさることながら、前段は余りに刺激的であった。

彼らの主張に共通しているのは、①憲法研究会などの案がGHQに取り入れられていること。②その自由、人権の思想は、自由民権運動の歴史につながっていること。したがって③「押し付け」憲法とはいえない、ということであろう。

①、②はそういえる面があるかもしれない。しかしそれは③とは別の話である。

「押し付け」論批判では、原の言説は極端だ。

「『押し付けられた』という言説は、戦争の惨禍と抑圧を経て苦難のすえに生まれた日本国憲法の尊さを、おとしめてきている」^{xxviii}「自由な言論の力は、『戦後日本で』の日本国憲法制定を押し進めた」^{xxix}とまでいう。

小西はどうか。

「憲法研究会案の国民主権の宣言規定、政治的権限を有しない天皇、儀礼的存在としての天皇規定は、すでに見たように、自由民権期植木枝盛案・土佐立志社案に由来している。つまり日本国憲法は、その核心をなす国民主権の宣言規定、政治的権限を有しない天皇、象徴的存在としての天皇規定の起源を、民権期植木案と立志社案にもっていると言えるのだ。日本国憲法は、アメリカによって輸入され、押し付けられた、日本人の思想と乖離した法典では決してない。むしろ、明治以来の日本の伝統的なデモクラシー思想が、日本と総司令部双方の努力によってついに結実したものと見るべきなのである。このことを忘れてはならな

い。』^{xxx}

これはまた一方的な「幸せな話」である。

この「押し付け論争」^{xxxi}に深入りする余裕はない。しかし、占領下での制定であったこと、また制定直後に新憲法がGHQに強制されたという推測は報道禁止になったこと、この2点が決定的だと筆者は考える。内容に何が取り込まれようと、それは「押し付け」とは別の次元の話だ。

なお憲法研究会案の評価に重大な疑義を差し挟んでいる一人は、大月短大の小山常実である。それは、「不当に高い評価をうけてきた少数派の草案」であり、「憲法研究会案はGHQの影響下に出てきた案だった」として、次のように厳しく批判している。

「実は、この両立の考え方(筆者注、天皇制と国民主権をさす)は、憲法研究会の中心人物である鈴木安蔵が、GHQの対敵諜報部にいたE.H. ノーマンや連合国側の従軍記者から、国体批判、天皇制批判の考え方を吹き込まれたことによって出てきたものである。たとえば、鈴木は明治憲法第三条『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』をそのまま残すつもりでいたが、従軍記者に削除すべきであるといわれて、考えを変えたという(古関『新憲法の誕生』)。つまり、憲法研究会案は、GHQの影響下に出てきた案にすぎないのである。この点を不問に付すとしても、憲法研究会案は、まったくの少数派の草案にすぎない。それゆえ、仮に憲法研究会案がGHQに大きな影響を与えたとしても、憲法研究会案で民間案を代表させることなど到底できないのである。(中略)3月6日の政府案発表までにつくられた日本側の草案の代表は松本乙案であるし、民間草案の平均的なところも松本乙案的なものだったのである。』^{xxxii}

なお憲法研究会の草案と、高野岩三郎の私案との関係である。研究会の案が発表されたあとで、その研究会の代表が、研究会案と大きく異なる私案を発表することは只事ではない。憲法研究会の案は十分論議されて出された筈である。特に天皇の地位については、この案を社会党も引き継ぎ、最終的に政府案につながる。これに対して、高野案は、天皇を廃止して、大統領制である。天皇制廃止は、政党では共産党のみである。

なお研究会の中心人物である鈴木は、後年、天皇制廃止に変化し、共産党もしくはそのシンパに転身したことを忘れることはできない。^{xxxiii}

鈴木が1977年に出した『憲法制定前後』を見ても、それは明らかである。共産党の徳田書記長の天皇制廃止論について論評し、「天皇制についての断言(筆者注、天皇制廃止)は正しい」と評価。横田喜三郎の同様な発言についても、「博士(筆者注、横田)の憂慮はまさに正しかった。共和制を確立しえなかった結果は、この30年間の国政の実態の示すところである。」と憲法研究会案を自己反省している。更に興味深いのは、憲法研究会の検討過程で、共和制案がかなり有力であったが、政治判断で妥協したことが述べられている。まず第一次案ともいべき「新憲法制定の根本要綱」で、「新憲法は、民主主義当然の国家形態として共和制をとるべきか。我等の主張よりすれば、日本が共和制たることが望ましい。しかし現在の過渡的段階の実態にかんがみ、しばらく民主主義的性格強き立憲君主制たるを妥当と考へる。」さらに第二案ともいべき「憲法改正要綱」でも、冒頭に、「一、統治権、天皇」とあり、すぐ「民主主義国家に於いては、統治権は当然国民より発し、且つ国民がこれを総攬すべきである。したがって共和制が最も妥当である。しかしながら日本現在の過渡的段階、国民の感情より、

当面民主主義的性格を徹底せる立憲君主制を妥当としよう。」としている。その前文は、公表文からは削除されている。

また政府案が発表されたときに憲法研究会の鈴木が批判した文章にも、それが伺える。「天皇の地位および大権は、日本国家の民主主義化に障害となることを否定することはできぬ。民主主義は、最小限の要求として、すくなくとも政治制度としての天皇制は廃止さるべきことを必要とする。」、ただちに、できなくとも、という理屈がそれに続く。^{xxxiv}

こうしてみると、憲法研究会案の真意は共和制にあったことは明らかである。少なくとも高野だけでなく、鈴木においてもである。だから鈴木は、その後、君主制廃止を掲げた共産党と同調し、果ては、共産党指導の護憲団体「憲法改悪阻止各界連絡会議」の結成に参加し、初代の代表を務めたわけである。これですべてがつながる。

蛇足だが、鈴木は、後年、なんと叙勲に意欲を示し、弟子たちに思いとどめられた経緯がある。^{xxxv}かなりの俗物である。

4. 左右の幹部の言動—加藤勘十、鈴木茂三郎、片山哲ら

社会党の幹部の言動は、左派を中心に前述したが、もっと幅広くある。右派と呼ばれた人達でもある。

天皇ファンとさえいわれた賀川豊彦^{xxxvi}、毎朝皇居遥拝をしていた浅沼稻次郎、不敬罪を問われそうになった西尾末廣などのエピソードについては、筆者は既に拙稿「錦旗革命論」に記述しているので本稿では省略する。

問題は、それ以外にもいろいろあることが分かった。

まず加藤勘十である。彼が、現憲法の「象徴」論の言い出しっぺではないか、といわれて久しい。^{xxxvii}

彼は社会党でも戦前からの左派。共産党に近い日本無産党を鈴木茂三郎とともに結成している。彼が雑誌「時論」創刊号に書いた「政治論としての憲法論」が取り上げられている。「天皇は飽くまでその生成の沿革に鑑みて民族和親の象徴として祭典、儀礼的存在であるべき筈である。(中略)以上の概観から帰結して、民族和親を象徴し、政治的に無権限として、何処迄も民族的儀礼、栄誉を代表する代表者として元首の地位を保持することは、決して不自然でもなければ、不合理でもないと信ずる」

これをもって憲法研究会案と同様に日本独自の案「象徴」があったということを強調する向きがある。

しかし原文をよく読むと、加藤はそれ以上のことを述べている。それは共和制に反対し、天皇が持つ積極的な存在意義を指摘している。その上、天皇の戦争責任論も明確に否定している。少々長くなるが、彼の真意を知るために、要点を引用したい。^{xxxviii}

「時の政府の政策が天皇の名において行はれたからとて、天皇が一々責任を取ると云ふ事になれば、元首としての権威は亡はれてしまふのである。総ては副署した大臣の責任を限度とすべきである」

「日本民族が民族として形成されるまでの原始状態に関しては考古学者の検討に一任するとして、之等の漂流、渡来した様々の人種が本土土着の人種と闘争、混血、混濬によって渾然たる一體として、日本の領土に一個の民族として生活するやうになって、民族共同の意識、感情、利害を生ずるに至った。或は自己防衛のために或は自己主張のために、これを統括して代表する者を必要とするに至った。天皇はかくして生まれたものである。従って別な言葉でいへば、天皇は歴史的生成體である」

「私は民族感情の分裂を避け、明確に厳密に憲法の條章に規定を設けて側近少数者の専横を阻止し得るならば、天皇制の大統領制に優るものあるを覚ゆる。かかる意味に於いて私は現行憲法に対する觀念と全く異なった觀念の下で天皇制の存在を主張する一人である。」

「天皇は議会の決定に基いて元首としての承認を与え」

以上、少々、引用が長くなったが、加藤の天皇論は決して半端ではなく、歴史を踏まえた元首論である。天皇の地位を換骨奪胎する「象徴」論ではなく、積極的な天皇擁護論である。これを摘み食いすべきでない。

これに対して、左派の代表で、のちに社会党委員長になった鈴木茂三郎は相当違う。

「これは論議がしにくいのであまり論議しないのですけれども、天皇制の問題があります。これは私の経験で、確かにレーニンの言葉ですから、証拠があるわけではないのです。(中略)私がモスコワにおったとき、野坂君もおりましたが、たまたまイギリス共産党の代表者がモスコワにきまして、そして病床のレーニンにあって、『イギリスの共産党は、イギリスの天皇制にたいしてどういう方針を取ったらいいか』とこうたずねた。それにたいして、レーニンが『共産主義の運動をすすめるのに、天皇制があつてはじゃまになるか』ときいたら、共産党の代表者が、『いや別にじゃまにはなりません』とこたえた。『じゃまにならぬならほつておけ』。こういったという話がある。」^{xxxix}

この話を鈴木はいろいろなところで書いている。彼としては、天皇制は邪魔にならないと、共産党との違いを言っている。しかしこれは皇室が必要という意見ではない。世論への配慮だけであろう。政治家として尻尾は捕まえないように逃げているということであろう。

違う意味で、片山哲の対応がある。社会党の初代委員長である。総理を辞めてからは、護憲運動のリーダーとなった。

「主権は国家に在り、統治権は民主化せられてその一部は天皇に政治の中心たる統治権の大部は議会に移すことを妥当なりと考へ、その意味に於いて民主化天皇制の存置説を採る、一に国民の総意による民主主義体制に基準せんとするものである、而して国民投票によって之を決せんとする場合は勿論総意尊重の立場よりこの結果に従ふべきは云ふまでもない、尚我等の唱へる国家主権説の国家観は独逸流の国家観ではなく文化国家平和国家、社会主義国家であると、これ又云ふ迄もない。(中略)私は、主権在民説では絶対に天皇制を認めるべきではなく、統治権は主権者である人民の選んだ大統領が之を握るといふ建前でなくてはならぬと思ふ、天皇制は何処までも、天皇が統治権の全部又は一部を持つ建前を云ふこととしなければならぬ。」^{xl}

これは『日本社会主義の展開』という小冊子にある文章である。彼は、主権在民論に反対しているのは、前述した社会党の君民同治論に基づく。しかし国民投票で決着をつけよ、とい

うのはいかがか。これは、かの共産党の野坂説^{xii}と後述する現在の共産党の方針に類似して
くる。

もう一人、社会党ではないが、共産党の転向者として著名であった、佐野学の皇室論もユニークである。

「日本の民衆は共和国政體を直ちに受け入れ得るほどに政治的に成熟してゐない。(中略)共和政治となれば悪煽動者が跳梁し国家生活は無用の精力浪費をせざるを得なくなる」「現天皇の退位を要望す」「天皇は大統領的性格のものとなる」「天皇自ら社会主義者となられること」^{xiii}と述べている。この論文がどの程度の影響力を及ぼしたかはわからない。ただ、天皇は社会主義者にならないと支持しないというのは、一体どういうことか。

当時は、近衛元総理のように昭和天皇退位論もあり、皇室擁護論からも様々な意見が出て、混沌とした状況にあったことを弁える必要はあるだろう。

5. 日本共産党の揺れ

ここで、日本共産党に言及しなければならない。コミンテルンの指導のもとに、君主制打倒、天皇制廃止は共産党の最大の看板であった。しかし今日に至るまでの経緯は、大きな紆余曲折がある。戦前の国体反対は治安維持法違反の時代と違い、自由な言論が許される時代となったが、共産党の戦略戦術から、その対応は微妙に揺れている。戦前は、これを巡って大量の幹部が「転向」を脱党した。共産党分裂の最大の原因である。また戦後は、中国で反日運動を指導していた野坂参三が帰国し、いわゆる愛される共産党路線を唱え、天皇制打倒を叫ぶ党路線を曲げた時期もある。これらについては、筆者は「錦旗革命論」で別途記述しているので省略する。

ここでは、憲法制定に関することにまず絞りたい。共産党は、現憲法制定にあたり、真っ先に対案を提案したという。その内容は、実は中身の違うものが二つある、という奇妙なものである。1945年11月8日、第一回全国協議会で発表した「憲法の骨子」には、天皇制自体を否定していない。これに比べ、12月1日に採択された第4回党大会の『日本共産党行動綱領』は「天皇制の打倒、人民共和国の樹立」が掲げられていた。この違いについて、原秀成は二つの理由があると指摘している。一つは、自分の党内向けであり、もう一つは他党との連携用。また志賀は柔軟路線で、徳田は社会主義者を打倒する路線だったという。^{xiii}

共産党の「新憲法骨子」は極めて簡単なものである。「主権は人民にあり」、以下4項目である。前述の憲法調査会報告書でも、この案しか掲載されていない。天皇制廃止はないのである。

その後半年以上たった6月に、日本共産党憲法草案いわゆる人民共和国憲法草案を発表している。続いて7月に国会の小委員会に主権在民の原則の明記と天皇条項の削除などを内容とする修正案を出したという。^{xiv}

この空白をどう見るか。古関は「ところがその後共産党は他の政党や個人が相次いで草案発表をした1946年1月から3月の間に、この『骨子』を条文化した草案などを発表することはなかった。まず『民主革命』を成し遂げることが先決で、憲法はその政府形態に基づいて作ら

れるべきだと考えたからであろう」と読む。つまり革命ができれば後はどうにもなるという戦略だ。その上で6月に出された人民共和国草案は「戦争放棄」もなく、「当然のこととはいえスターリン憲法の影響が強い」^{xiv}という。

現在はどのようなスタンスか。1961年綱領では、「憲法改悪に反対し、憲法に保障された平和的民主的諸条項の完全実施を要求してたたかう」であり、2004年改定の現綱領では、天皇制について「民主主義の徹底に逆行する弱点を残した」といいつつ「天皇は『国政に関する機能を有しない』ことなどの制限条項が明記された」と逆の評価もある。その上で「天皇の制度は憲法上の制度であり、その存廃は、将来、情勢が熟したときに、国民の総意によって解決されるべきものである」と逃げている。

この点について、共産党は「Q&Aで学ぶ日本共産党綱領」で、以下の様に述べている。「当然、天皇の条項についてもまもるということになります。」「天皇が主権者として君臨した戦前とは、天皇の位置づけが根本的に変わっているのです。」「天皇の制度を存続するか廃止するかという問題は、より長期の時間をかけ、国民の総意によって解決されればよい問題だと位置づけているのです。」^{xv}

しかし現実には、共産党は天皇の国会開会式への出席に反対するなどの姿勢を変えていない。共産党は、いまや天皇制廃止の看板は世論の反発から降ろした。あとは世論の変化待ち、皇室の自壊待ちという姿勢であろうか。

むすび

その後の憲法制定後の状況として、二、三言及しておきたい。

まず、社会党は、左派の時代となり、綱領文書で馬脚を現した。1954年の「日本社会党綱領—いわゆる左社綱領」でも1965年の「日本における社会主義への道」のいずれでも、「社会主義の原則に従って憲法を改正し」、「憲法を通ずる革命の平和的移行を可能にしている。憲法は天皇条項を残存させているとはいえ」と。

これに対して、民社党は、綱領では言及していない。1992年制定の最後の綱領でも、「日本の美しい伝統や文化を大切に継承し」「国際化時代と調和する健全な愛国心を育む」に止まっている。

各党の違いが最も鮮明に出たのは、昭和天皇崩御に際しての対応である。ここで各党の皇室に対する本性が現れた。

「大喪の礼に招かれた国会議員のうち共産党は全員欠席。社会党は葬場殿の儀には原則的に欠席。公明党は、大喪の礼への“待機”の認識で着席、という消極的出席。民社党、自民党は積極的に出席した。(中略) 斎場殿で陵所の儀(筆者注、八王子の武蔵野陵)に参列したのは政党党首としては永末英一(筆者注、民社党委員長)ただ一人であった。」^{xlvii}

朝日新聞は、「即位の礼、共産党除き出席」、「大嘗祭、民社以外は欠席が原則」という見出しを付けた。^{xlviii}

この他、1979年の元号法制化^{xlix}、1993年から13年間もかかって実現した「昭和の日」の法

制化ⁱは、いずれも与党自民党の有志議員と民社党（のちに新進党、民主党に流れた）の有志議員の連携で実現した。

さらに、国会での皇室関係の論議についても同様の傾向が見られる。これを調べまくったのは、国学院大学の大原康男教授である。その著『皇室をめぐる国会論議』ⁱⁱを見れば明らかである。「皇室に相続税をなぜ課するのか」「みどりの日はおかしい」など皇室擁護論は民社党議員、「天皇の戦争責任は」「元号法制化はなぜか」など皇室否定論からは共産党議員が、両極となって、それぞれ質問をしている。

次に改憲論と皇室の関係である。保守系では、自由民主党が立党50年の2005年に新憲法草案を出した。そこでは、前文で「象徴天皇制は、これを維持する」とある。これに対して、民主党系の旧民社党有志が「創憲会議」を立ち上げ、同年、新憲法草案を発表した。前文で、「日本国民は、悠久の歴史を通じて、豊かな伝統と独自の文化をつくりあげてきた。われらは、これを継承発展させ」と。また条文としては、(象徴天皇制、国民主権)の条項以外に、(象徴としての行為)、(国旗・国歌)という新条項を盛り込むとしている。ⁱⁱⁱ

最後に、現在は、どうか。公明党は「加憲」、民主党は「論憲」、社民党は「護憲」というが、皇室について見直すとは言っていない。共産党は、前述の通りである。

1999年の国旗国歌法では民主党は党議拘束ができず賛否が割れるという醜態を演じた。民主党をはじめ、この皇室をめぐる問題は、なお続く。

注

- i 社会文庫編『日本社会党史史料』(6) 柏書房、1966年、p47(原文は東京朝日新聞、1945年9月16日付「新党結成の構想」)
- ii 尚美学園大学総合政策学部紀要第19号「王冠を戴く社会主義—世界の潮流と昭和期日本の社会主義者の皇室観」、2010年9月号
- iii 尚美学園大学総合政策論集第11号「満州事変を転機とする“錦旗革命”と社会主義革命—昭和前期の社会主義者の皇室観—」(以下、「錦旗革命論」と略す)、2011年1月号
- iv 尚美学園大学総合政策論集第12号「国家社会主義の皇室観」、2013年
- v 仲井英雄に同名の著書『双頭の鷲・日本社会党』(集成社、1970年)がある。
- vi 西修『日本国憲法の誕生を検証する』学陽書房、1986年、p184～p225
- vii 同上、「まえがき」
- viii 「帝国憲法改正案委員会会議録」(第21回、昭和21年8月21日)および「同小委員会速記録」(同年7月25日)(いずれも衆議院ホームページ参照)。この出典については、尚美学園大学笹川隆太郎教授より適切なアドバイスを受けた。
- ix 西前掲書、p216～217
- x 同上、p217
- xi 『日本国憲法制定の由来—憲法調査会小委員会報告書』時事通信社、1961年、p145
- xii 同上、p141～143
- xiii 『日本社会党20年の記録』日本社会党機関紙出版局、1965年、p28～31

- xiv 山崎広『日本社会党十年史』泰文館、1956年、p23
- xv 西尾末廣『大衆と共に一私の半生の記録一』世界社、1951年、p373
- xvi 月刊社会党編集部『日本社会党の三十年(1)』社会新報、1974年、p56
- xvii 同上、p65～66
- xviii 笹田繁『日本社会党(上)』三一新書、1960年、p26～27
- xix 荒畑寒村『寒村茶話』朝日新聞社、1979年、p83
- xx 荒畑寒村『荒畑寒村著作集4社会運動・昭和後期』平凡社、1976年、p49
- xxi 山川菊栄、向坂逸郎編『山川均自伝』岩波書店、1961年、p395
- xxii 山川均「政治的統一戦線へ！無産政党合同論の根拠」『山川均全集第8巻』勁草書房、1979年、p133
- xxiii 山川均「天皇制論議の基本問題」『太平』時事通信社、1946年3月号、p14～18
- xxiv 向坂逸郎『私の社会主義』至誠堂、1959年、p59～60
- xxv 前掲、憲法調査会小委員会報告書、p138～140
- xxvi 同上、p143。(高野岩三郎「囚われた民衆」『新生』1946年2月号、p2～6に同文)
- xxvii 同上、p147
- xxviii 原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅲ』日本評論社、2006年、p291
- xxix 同上、p714
- xxx 小西豊治『憲法「押しつけ」論の幻』講談社、2006年、p163
- xxxii 前掲「憲法調査会小委員会報告書」では「マッカーサー草案の作成に当たっては日本側の民間草案の一つである憲法研究会案がある程度参照されている」ことを認めつつも、以下の結論に達している。「原案が英文で日本政府に交付されたという否定しえない事実、更に仮令日本の意思で受諾されたとはいえ、手足を縛られたに等しいポツダム宣言受諾に引き続く占領下においてこの憲法が制定されたということは、明らかなのであるから、この面に関する限り、それを押し付けられ、強制されたものであるとすることも十分正当である。」p497～499
- xxxiii 小山常実『「日本国憲法」無効論』草思社、2002年、p135
ここでいう「松本乙案」は、松本丞治国務大臣が上奏した改憲案で、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」を「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」と改める。「臣民」を「国民」に、「帝国議会」を「国会」に改めるという甲案に、軍に関する規定の削除、教育や勤労の権利などを明確化した案。(憲法調査会報告書、p170～173)
- xxxiv 原前掲書、p201 および愛知大学法経論集第28号(1959年10月)の鈴木安蔵論文。
- xxxv 鈴木安蔵『憲法制定前後一新憲法をめぐる激動期の記録』青木書店、1977年、p49～233
- xxxvi 『日本憲法科学の燭光—鈴木安蔵博士追悼論集』勁草書房、1987年、で弟子たちが鈴木の人柄を語っている。
- xxxvii 前掲、「錦旗革命論」p63～67、ここで賀川、浅沼、西尾のエピソードを取り上げた。
- xxxviii 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫、1995年
- xxxix 加藤勘十「政治論としての憲法論」『時論』創刊号、1946年1月号、大雅堂、p36～40

- xxxix 大内兵衛、向坂逸郎監修『鈴木茂三郎選集第3巻』労働大学、1970年、p104
- xl 片山哲『日本社会主義の展開』新思潮社、1946年、p49～51。前掲『日本社会党の30年(1)』p140～142では、同じ文書について片山を批判している。
- xli 前掲「錦旗革命論」p64、野坂は国民投票で天皇制の決着を求めた。
- xl ii 佐野學『天皇制と社会主義』協同書房、1946年、p60～83
- xl iii 原前掲書、p532
- xl iv 『日本共産党の八十年』日本共産党中央委員会、2003年、p82
- xl v 古関前掲書、p70～73
- xl vi 日本共産党のホームページより
- xl vii 『民社党史』民社党史刊行会、1994年、p466
- xl viii 朝日新聞1990年11月11日付。
- xl ix 1978年6月に自民、民社の議員らで「元号法制化促進議員連盟」が作られ、翌年、法制化。これに対して、当時の、社会党、共産党や総評は、元号法制化、有事立法反対の大衆運動を展開した。
- l NPO「昭和の日」ネットワークのホームページより
- l i 大原康男編著『詳録・皇室をめぐる国会論議』展転社、1997年
- l ii 創憲会議編『国を創る、憲法を創る—新憲法草案—』藝社、2006年